所得控除の適用を受けるためのお手続きについて

iDeCoの税制優遇措置である、所得控除の適用を受けるためには、掛金を拠出した年において、以下のいずれかの手続きを行っていただく必要がございます。

① 年末調整の際に、「小規模企業共済等掛金控除証明書」をご勤務先に提出する
② 確定申告の際に、「小規模企業共済等掛金控除証明書」を税務署に提出する

■ ご確認いただきたいこと

加入いただいた最初の年は、申込受付月によって「小規模企業共済等掛金控除証明書」（国民年金基金連合会作成）の発行時期が異なります。そのため、ご勤務先における年末調整の書類提出期日に間に合わない場合、所得控除の適用を受けるためには、お客様ご自身で確定申告を行っていただく必要がございます。

なお、次年以降、「小規模企業共済等掛金控除証明書」は、毎年10月下旬に発行されるため、年末調整の際にご勤務先に提出いただくことで、所得控除の適用を受けることができます。

申込受付月（目安）	掛金引落開始月	小規模企業共済等払込証明書発行時期	
		1年目	2年目以降
12月～8月	1月～9月	10月下旬	10月下旬
9月	10月	11月下旬	
10月	11月	12月下旬	
11月	12月	1月下旬	

※ 掛金引落日は、毎月26日（非営業日の場合は翌営業日）です。掛金引落開始日は、加入後に国民年金基金連合会より送付される通知をご確認ください。
※ 年単位拠出（月毎に異なる掛金額を拠出）の場合、発行時期は異なります。
※ 掛金の納付方法が、「事業主払い（給与天引き）」の場合は、年末調整や確定申告において、iDeCoの掛金所得控除に係るお手続きをいただく必要はございません。

＜参考＞「小規模企業共済等掛金控除証明書」（見本）

（2022年8月現在）